

■補助金交付申請添付書類一覧表（共通）

添付書類	作成要領及び取得窓口
<input type="checkbox"/> 申請住宅の概要書（第12号様式）	危険住宅及び代替住宅の概要をそれぞれ記載
<input type="checkbox"/> 補助対象経費内訳表（第13号様式）	補助対象経費に応じてそれぞれ記載
<input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことの証明書 〈写し可〉	滞納なし証明書 →市役所地下1階税込納推進課、各総合支所市民福祉課、各市民センター窓口で取得可
<input type="checkbox"/> 危険住宅及び代替住宅の位置図	住宅地図など、申請地がわかるようにマーキング
<input type="checkbox"/> がけ地近接等内に住宅等があることが確認できる図面等	以下のうち、補助要件に該当するものを添付 ○急傾斜地崩壊危険区域（福岡県条例第3条で災害危険区域に指定された区域）の指定図面 →図面の取得は、久留米県土木事務所河川砂防課砂防係にお問合せ下さい。電話：0942-44-5229 ○危険住宅の配置図及びがけの断面図（福岡県建築基準法条例第5条の規定に該当していることがわかるもの） ○土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 →福岡県県土整備部砂防課のホームページ掲載の「災害危険マップ」から取得可 ○福岡県又は市から移転勧告、是正勧告、6か月以上にわたる避難指示を受けたことがわかる書類
<input type="checkbox"/> 危険住宅建築時の確認済証 〈写し可〉	・確認済証がない場合は、建築物記載事項証明書を提出 →市役所13階建築指導課審査チーム窓口で取得可
<input type="checkbox"/> 建物の全部事項証明書 〈写し可〉	→法務局にて取得可 ・未登記又は登記に権利部の設定がない場合は、固定資産の「名寄帳兼課税簿」を提出 →市役所地下1階資産税課で取得可
<input type="checkbox"/> 住民票等〈写し可〉	・申請日及び前年度の1月1日時点の住民票 →市役所1階市民課、各総合支所市民福祉課、各市民センター窓口で取得可 ・その他住民票に代わる居住実態が確認できる書類
<input type="checkbox"/> 危険住宅の現況写真	家屋の全景を2方向、がけと敷地の関係がわかる写真数枚
以下に該当する場合の添付書類	
●窓口での申請手続きを他者に委任する場合	
<input type="checkbox"/> 委任状（参考様式1）	手続きのみの委任で、申請書等は申請者（所有者等）が記入
●相続人による申請の場合	
<input type="checkbox"/> 戸籍〈写し可〉	所有者と申請者の関係が確認できるもの →市役所1階市民課、各総合支所市民福祉課、各市民センター窓口で取得可
<input type="checkbox"/> 誓約書（参考様式2）	相続人が複数名いる場合に、申請者が代表者として記載
●法人名義で申請する場合	
<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明〈写し可〉	→法務局にて取得可
<input type="checkbox"/> 役員名簿（規則第14号様式）	役員全員を記入
●危険住宅の所有者が共有名義の場合	
<input type="checkbox"/> 誓約書（参考様式2）	所有者が複数名いる場合に、申請者が代表として記載

※〈写し可〉のものは、提出時に原本照合が必要です。原本はその場でご返却いたします。

■補助金交付申請添付書類一覧表（除却等費の補助申請を行う場合）

添付書類	作成要領及び取得窓口
<input type="checkbox"/> 危険住宅の除却等に関わる見積書等 〈写し可〉	除却費、動産移転費、跡地整備費等の費用が分かるもの
<input type="checkbox"/> 危険住宅の構造、階数、面積が分かる 図面	建物の全部事項証明書で分かる部分は省略可。登記と異なる 場合は図面を提出
<input type="checkbox"/> 跡地の管理に関する誓約書 (第14号様式)	危険住宅が建つ土地の土地所有者が記載
<input type="checkbox"/> 危険住宅が建つ土地の全部事項証明書 〈写し可〉	土地の所有者が確認できるもの →法務局で取得可

■補助金交付申請添付書類一覧表（建設助成費の補助申請を行う場合）

添付書類	作成要領及び取得窓口
<input type="checkbox"/> 代替住宅の工事見積書又は購入予定価 格が分かる書類〈写し可〉	工事見積書は、代替住宅の新築、増築及び改修の工事見積書
<input type="checkbox"/> 利息計算書	金融機関等により、建物・土地の費目ごとに作成されたもの で、借入額、返済年数、利率、支払総額及び利息相当額が確 認できるもの
<input type="checkbox"/> 代替住宅の平面図	代替住宅を建設等した後の平面図
以下に該当する場合の添付書類	
●建設助成費を用いて、土地の購入を行った場合	
<input type="checkbox"/> 代替住宅の土地の面積が確認でき る書類〈写し可〉	土地の全部事項証明書や地積測量図等 →上記のものは、法務局で取得可

※〈写し可〉のものは、提出時に原本照合が必要です。原本はその場でご返却いたします。
※その他、必要が生じたときは追加書類を求めることがあります。